

議 事 録

会議の名称	第 7 回上牧町学校統合準備委員会（通学部会）会議
開催日時	令和 7 年 6 月 26 日 午後 4 時 00 分から
開催場所	上牧町役場 西館 2 階 第 6 会議室
出席者 （委員等）	福仲部会長、西尾委員、関委員、手嶋委員、高田委員、千川委員、吉村委員（代理）
出席者 （事務局等）	教育総務課長、教育総務課長補佐、教育総務課主事
傍聴の有無	無
議事録の 作成方法	要点筆記（簡易対話形式）
会議の議事	1. 開会 2. 統合中学校の通学方法に関する方針について（案 2） 3. 自転車通学に関する規程について 4. その他（連絡事項等） 5. 閉会
会議資料	・通学部会資料 14：「統合中学校の通学方法に関する方針について（案 2）」 ・通学部会資料 15：「自転車通学規程（案）」
決定事項	なし
特記事項	なし
次回日程	未定

内 容（簡 易 対 話 形 式）

1. 開会

事務局 定刻により開会する。

 なお、本会議は「上牧町審議会等の設置及び運営に関する規則」第10条の規定に基づいて公開とし、会議録作成のためＩＣレコーダーで録音していることについてご了承いただきたい。

 それでは、配付資料について確認する。

（事務局が配付資料を確認）

2. 統合中学校の通学方法に関する方針について（案2）

福仲部会長 それでは案件事項の議事を進める。

 まず、「通学部会資料14：統合中学校の通学方法に関する方針について（案2）」に関して、事務局から説明をお願いします。

（資料について事務局が説明）

福仲部会長 ただいま説明があったことに関して、何か意見等はないか。

福仲部会長 P5の「(2) コミュニティバスの運行について」において、「登校時の時間帯にコミュニティバスを運行するについて議論」ということになっているが、下校時についてはどのようなのか。

事務局	下校時に関しては、既存のコミュニティバスの運行がある時間帯かと考えるため、既存の時刻表に合わせた利用をしていただくかと考えている。
福仲部会長	役場発のコミュニティバスの最終便の出発時刻は何時か。現在、夏の最終下校時刻が18時30分であるため、その時間帯にバスが運行しているのかが気にかかっている。
事務局	現在の時刻表では、16時30頃が最終便の出発時刻となっている。そのため、18時30分の最終下校時刻に合わせるとなると、増便あるいは下校専用での運行が必要かと考える。
福仲部会長	資料において、開校時点では対応が必要な生徒数は1名との記載があることから、この生徒が部活動をせず、16時過ぎに下校する場合には現在の時刻表の最終便に間に合うこととなり、増便等の議論は不要となる。このように不確定要素をはらむため、議論としては難しいものと考えている。
事務局	おっしゃるとおりである。しかし、開校時点では1名であるものの、今後入学予定の方もいらっしゃるため、課題としては残るものと考えている。当面は、現在のコミュニティバスの規模の車が1台あれば送迎可能な人数ではあるが、対応が必要な生徒が部活動をした場合も含めた調整が必要と考えている。
福仲部会長	P7の「9. その他の附帯意見」に関して、意見の中には学校で取り組めるものと町でしか取り組めないものが混在しており、学校から要求しがたいものもあるが、通学部会は統合が完了した時点で役割を終え、閉じるという形をとることになるかと思うため、今後、これらの意見についての取組をどこが確認する

のか疑問である。

事務局 お見込みのとおり、通学部会については、中学校の統合が完了するまでの期間を想定しているため、令和８年３月で終了する予定である。

この附帯意見は、学校統合準備委員会の意見としてまとめたものであり、通学部会での検討を終え、行政や学校でそれぞれ取り組んでほしいことについてまとめたものである。

福仲部会長 それでは、行政や学校に取組を任せるという意見を通学部会としては示しているという考え方でよいか。

事務局 お見込みのとおりである。

福仲部会長 ほかに意見等はないか。

(意見等なし)

福仲部会長 それでは、この内容で学校統合準備委員会に上程していただければと思う。

2. 統合中学校の通学方法に関する方針について (案2)

福仲部会長 続いて、「通学部会資料15：自転車通学規程（案）」に関して、事務局から説明をお願いします。

(資料について事務局が説明)

福仲部会長 別紙規定として添付している奈良県警察発行の「中学生のた

めの交通安全ブック」について、添付しているものが最新のもので間違いはないか。

吉村委員（代理） 添付のものから変更はなかったかと思う。内容を確認したところ、特に問題はなかった。

福仲部会長 奈良県警察から発行されているものであり、詳細に安全基準が書かれていることから、こちらを利用できればと思う。

鑑札の発行に関しては、自転車通学許可申請書の提出先や鑑札を渡す時期等、初年度における運用についての検討が必要と考える。また、自転車通学に該当する上牧第二中学校の生徒や新入生に対し、説明をする必要があると思う。鑑札はあらかじめ用意しておく必要があるため、近隣で自転車通学を許可されている学校に業者を尋ね、業者選定の参考にしたいと考えている。なお、鑑札の費用は保護者に実費負担をしていただく必要があると考えている。

2.5 km以上という距離に関しては、Google 等の地図ソフトで単純に計測した場合、実測した場合よりも 2.5 km以上となる地点が遠くなり、上牧第二中学校区内でも該当するところがほとんどない状況となる。したがって、自転車通学の対象となる生徒がかなり限られることとなる。しかし、以前に話をした滝川の自転車優先道を通るように指定した場合は、2.5 km以上となる場所が増え、自転車通学の対象となる生徒が増えることから、滝川の自転車優先道を通るように指定すべきかを検討する必要があると考える。なお、自転車優先道を指定した場合には、車が通らない道を利用することになるため、安全面における利点があると考ええる。また、安全面については、上牧交差点から上牧中学校までの坂道では交通量も多く、狭く急な坂であることから、自転車には乗らないように定めておく方がよいと考える。

事務局 最短距離では 2.5 km以上とならないが、滝川の自転車優先道まで迂回された場合には 2.5 km以上となる方が自転車通学を希望された場合に、どのような対応となるかが気にかかっている。

福仲部会長 そのような場合には、最短距離である 2.5 km未満の経路では自転車通学は許可できないことから、そのように希望されたとしても許可はいたしかねるという話になるかと思う。

事務局 承知した。

福仲部会長 迂回によって通学距離が延びるうえ、学校近くの坂では歩くことに変わりがないことから、今、想定いただいたようなことは起こりにくいかと思う。

手嶋委員 毎日のことであるため、そのような通学を希望される方はおられないように思う。

福仲部会長 滝川の自転車優先道を通るように指定しておいた場合、このような迂回によって 2.5 km以上となることから自転車通学を希望された際に話がしやすいかと思う。

関委員 事故等何かが登下校中に起こった際に、通学路に指定されている道でなければ保険がおりないものと認識しているが、この認識に間違いはないか。

福仲部会長 スポーツ振興センターの保険についてのことかと思うが、保険がおりるかの判断はスポーツ振興センターでされるものである。そのため、学校からは事故内容を詳細に記載した書類をスポ

ーツ振興センターに提出し、判断をしていただくということになるが、事故内容の記載に当たっては、なぜその場所を通っていたのか、その場所は通学路であるのかということが問われる。最終的な判断はあくまでスポーツ振興センターでされるものの、通学路を通っていない時には申請が認められないことも往々にしてあることから、通学路でない場合にはスポーツ振興センターでどのように判断されるかがわからないということになる。

関委員 例年、４月に学校から通学経路の地図の提出を求められた際に、その経路以外では保険はおりないとの記載があったように思うが、いかがか。

福仲部会長 基本的にそのように考えていただいた方がよいと思う。事故内容の申請時に、自分の通学路を通して通学をしていた途中で起こったと記載できるため、スポーツ振興センターにおいても通学路を通してのものと判断していただけることから、学校に申告した通学経路を通していただければと思う。

福仲部会長 自転車通学規程の「通学経路は、安全かつ最短で通学路（自転車）に合流できるようにしてください。」という部分において、「通学路」のところに「安全かつ最短で滝川の自転車優先道に合流するように」との記載をするか否かを検討したいと思う。

事務局 ルールとするのであれば、記載した方がよいと思う。

西尾委員 「軒」の家からの通学路は指定してはないが、主流となる通学路はある。例えば滝川の自転車優先道等の主流となる通学路に、それぞれの家から安全かつ最短で合流したうえで 2.5 km 以上であれば自転車通学が認められるということになるかと思

う。したがって、迂回して 2.5 km 以上となった場合には、安全かつ最短とは言い難いと思う。徒歩通学に関しても、それぞれの家から安全かつ最短で主流となる通学路に合流することは変わらない。また、保険に関して、怪我や事故が起こった際に、スポーツ振興センターの方で判断されるに当たり、安全かつ最短の経路で通学していた際の出来事であるのかは検討事項となるかと思う。そのため、規程への記載については、滝川の自転車優先道にそれぞれの家から安全かつ最短で合流できる道を通ったうえで合流するということが分かる内容であればよいかと考える。安全面では、上牧交差点から上牧中学校への坂は登校時も下校時も歩くことを定めておくことによって、事故の可能性が減少すると考えるため、そのルールの記載に賛同する。

福仲部会長 滝川の自転車優先道について記載するということでよいか。

西尾委員 お見込みのとおりである。

関委員 通る道を指定しておく管理が容易になるかと思う。

福仲部会長 先程も申し上げたように、自転車優先道であれば、歩道や車道を通行することに比べると安全かとも思う。

吉村委員（代理） 基本的に自転車は車道を通行することとなっている。ただし、歩道に自転車歩道通行可という標識がある場合は通行可能である。

また、来年の 4 月から青切符が導入され、14 歳以上の自転車運転者の違反は切符を切られるようになる。このことも含めて考えた場合、自転車優先道を通行いただく方が、違反を犯す可能性を軽減できるかと思う。自転車の利用に

は利便性があるものの、歩行者や自動車と事故を起こす危険性もはらむため、自転車優先道を通行いただく方が、事故に遭うリスクも少なくなり、より安全に通学できるかと思う。

福仲部会長 中学2年生の途中から違反時には切符を切られることも含め、安全面から考えると、自転車優先道を指定することは間違いではないということか。

吉村委員（代理） お見込みのとおりである。

学校での自転車の収容台数のことを考えた場合、なるべく自転車通学の生徒は少ない方がよいかと思うが、その点について問題はないのかが気にかかっている。

福仲部会長 人数の点での問題はないかと考えている。元々上牧第二中学校は生徒数が少ないうえ、自転車通学の対象生徒となるとさらに少なくなる。自転車通学の対象生徒数はおおよそ50名を見込んでいる。

西尾委員 おっしゃっていただいた人数とこちらで予測している人数に大きな相違はない。それほど大人数にはならないと考えている。

福仲部会長 自転車通学を希望した生徒に渡したいのだが、「中学生のための交通安全ブック」はいただけるものであるのか。

手嶋委員 講習等ではいただくことが可能かとは思う。

事務局 データであればホームページに掲載されていた。

吉村委員（代理） 紙媒体でのお渡しは難しいと考える。

福仲部会長 今回、「自転車通学規程（案）」では、量が多いことから全文ではなく、自転車に関係のある部分を抜粋して添付しているが問題はないか。

吉村委員（代理） 内容を拝見したが、おおよそ網羅できており、問題はないかと思う。

千川委員 「自転車通学規程（案）」には、スマホを見ながら運転しないといった、運転中のながらスマホに関する記載がないが、なくてもよいのか。

福仲部会長 学校としては、スマホは学校には不要な物として扱っており、学校への持ち込みを前提にしていなかったため、記載していない。

千川委員 承知した。

千川委員 自転車通学許可申請書の受付は、随時であるのか。それとも、年度当初に限るのか。当初は徒歩通学をしていたものの、やはり大変であることから自転車通学に変更したいとなった際には申請が可能であるのか。

事務局 基本的には年度当初での申請になるかと想定するが、事情が変わる方もいらっしゃると思うため、運用上、随時の申請もあるかと考えている。なお、年度当初にまとめて更新をする形での運用が基本になるかと考える。

千川委員 「自転車通学許可申請書」において「連絡先」との記載がある

が、連絡先が必要される場面は緊急時であると考えするため、遅滞なく連絡が繋がるよう「緊急連絡先」とした方がよいかと思う。

福仲部会長 「自転車通学許可申請書」の「連絡先」は、「緊急連絡先」と変更することで問題ないと思う。

福仲部会長 「自転車通学許可申請書」の初年度の提出等の運用について、検討したい。

年度末に申請書を提出いただくとした場合、新しい上牧中学校の校長は未定の状態であるため、宛てをどのようにするのかという問題が生じる。名前を空欄とし、上牧中学校長宛てとするのか、教育委員会とするのかという2つの方法が考えられる。仮に教育委員会宛てに申請する場合には、学校を通しての申請とするのか、町に直接申請するのかという問題もある。どのようにするのがよいか。一方、今年度の上牧中学校や上牧第二中学校の校長宛てに提出とすることは違和感があるように思う。

事務局 既存校に提出するのは違和感がある。

福仲部会長 年度が明けた後、4月に申請をしていただくとなった場合、最初は徒歩通学となる。

千川委員 申請書を学校に提出後、学校の鑑札シールの発行をもって、自転車通学が許可されるという順になっている。この場合、許可をした学校に責任が生じる。

福仲部会長 資料では学校となっているが、初年度は教育委員会宛てでいいのではないかという話をしていた。最終的には学校の通学規程になるため、学校の話になると思うものの、初年度について

は、学校と教育委員会のどちらが適切かを検討したい。

千川委員 「通学規程に違反し、指導しても改善されない場合は、許可を取り消すことがあります。」の部分には、主語がない。どこが許可を取り消すのかについても含めて検討すべきかと考える。

福仲部会長 その点については、許可を出したところしか取り消しはできないものと考えているため、許可を出すところが決まれば確定するかと思う。

千川委員 承知した。

福仲部会長 名前を空欄とし、上牧中学校長宛てとして年度末に申請書を提出いただき、許可を出した場合、いない人間が許可を出していることになるため、問題にならないか心配である。

事務局 初年度については、4月1日以降に提出していただき、鑑札を発行後に初めて利用可能となることから、始業式や入学式のタイミングで速やかに鑑札を渡し、次の日から利用していただくというのも1つの案であると考えます。

福仲部会長 4月1日から学校が始まる4月6日までの間に学校での対応が可能かという点、令和8年度は特に統合の関係もあり、様々な業務があるため、難しいように思う。

事務局 年度初めには様々な業務があり、忙しいことは重々承知しているが、学校開始後の許可については学校での判断が適切であることを踏まえると、年度当初の申請を教育委員会での判断とした場合、年度途中で判断主体が変わることになるため、当初か

ら学校での対応とすることが適切と考える。

福仲部会長 それでは、学校宛での提出とすることによいか。

(異議なし)

福仲部会長 校長名が空欄となる点や4月以降の提出となる点で、検討事項が残るため、引き続き検討されたい。

関委員 説明会は開催されるのか。

高田委員 説明をしておかなければ、鑑札がない状態でも入学式から自転車で通学してもよいと思われる方もいらっしゃると思う。

福仲部会長 新入生保護者説明会をどのような形で開催するかについては未定である。しかし、例年であれば、上牧第二中学校では12月中旬から下旬頃、上牧中学校では1月中旬から下旬頃に実施していたため、その頃に実施されるかと思う。上牧中学校においては通学に関わる変更がないことから通学規程の説明はせずに終わるかと思うが、上牧第二中学校においては通学に関わる変更が生じることから、通学規程の説明が必要になると考えている。また、合わせて通学に関する質問もなされるものと考えている。

西尾委員 新入生保護者説明会については、学校と教育委員会のどちらが実施するか未定である。私たちは中学校生活等の一般的な事柄については説明ができるものの、新しい中学校のことについては説明できることはないと考えている。

事務局	事務局が説明すべき事柄があるとは考えている。そのため、具体的な事項については未定であるが、共催のような形になるかと考えている。
福仲部会長	本日の資料については、どちらも学校統合準備委員会に諮るものであるのか。
事務局	お見込みのとおりである。
千川委員	自転車通学許可申請書の現所属の記載については、「上牧第二中学校〇年〇組〇番」という形になるのか。
事務局	現所属であれば、そのような記載となる。新学年での記載となると、始業式以降にならなければ、組や出席番号の記入ができない。
吉村委員（代理）	「自転車通学規程（案）」の③の「自転車自賠責保険等」という記載についてであるが、自転車に自賠責保険があったかと疑問に思う。そのため、条例の記載と合致する名称に修正いただければと思う。
福仲部会長	正式な名称はどのようなものか。
事務局	調べたところ、「自転車損害賠償責任保険等」であった。
福仲部会長	それでは、条例の名称と合致するように修正をお願いしたい。
千川委員	「自転車通学規程（案）」の⑥に「雨天時に自転車を利用する場合は、カッパを着用する」との記載があるが、カッパは裾が広

がっているタイプを想定されているのか。それともズボンのタイプを想定されているのか。裾が広がっているタイプであれば、タイヤへの巻き込みが気にかかる。

事務局 安全面も考慮したうえ、ご自身で選ばれるかと思うが、タイプまで指定した方がよいか。

千川委員 カップに関する規程はそもそも必要であるのか。

事務局 カップに関する規程を明記しなかった場合、傘を差すことが懸念されるため、その点の抑制という意味では必要な規程かと考える。しかし、カップの形まで指定する必要はないかと考えている。

吉村委員（代理） 先程の「自転車通学規程（案）」の③の部分に関連して、自転車通学許可申請書の「自転車自賠責保険等」の部分も合わせて修正していただければと思う。

事務局 「自転車通学規程（案）」の④の「教室自ロッカー管理」の記載について、「自ロッカー」という表現はよく使われるものであるのか。

福仲部会長 自転車に置いておかず、自分の使用しているロッカーについての各自管理という内容を伝えるため、「自ロッカー」と表現したが、どのように表現するのが適切か。ロッカーについては実際に学校が完成してからでなければヘルメットを入れた時の状態が不明であることから、様子を見て運用を決めたいと思う。しかし、教室内には自分のロッカー以外に置く場所がないため、自分のロッカーでの管理としておきたい。

事務局 教室に持って行ってもらうことを最低限のルールにしておけば問題ないかと考える。

福仲部会長 ヘルメットも各自様々なものになるかと思われるため、自転車置き場に置いておかないようにという意味合いを含め、「教室の自分のロッカーで管理する」という形にしたいと思う。また、運用にとって変更もあるということにしたいと思う。

事務局 承知した。

事務局 「自転車通学規程（案）」の⑤の３行目の「前部かご・後部荷台・両脚スタンドが後部にあるもの」との記載について、両脚スタンドは後部にあるものと思うが、なぜこのような表現となっているのか。

福仲部会長 両脚スタンドがセンターにあるものがあるためである。

事務局 承知した。それでは、これは後部に両脚スタンドがあるものを指定しているということか。

福仲部会長 お見込みのとおりである。

事務局 「前部かご」「後部荷台」にも「後部にあるもの」がかかっているようにもとれる文章となっているため、「両脚スタンド（後部）」と表現を変更し、これらの３つがあるものという内容の文章に修正してもよいか。

福仲部会長 よいと考える。

福仲部会長 ほかに意見等はないか。

(意見等なし)

福仲部会長 いただいた多くの意見を基に、資料の修正を加えていただいたうえ、上程していただければと思う。

4. その他（連絡事項等）

福仲部会長 それでは、委員又は事務局から何か連絡事項等はあるか。

(連絡事項等なし)

福仲部会長 それでは、本日の案件事項は以上となるため、事務局に進行を移したいと思う。

5. 閉会

事務局 以上をもって第7回上牧町学校統合準備委員会（通学部会）会議を閉会する。

以上